

借 用 証 書											
借受人の加入者等記号・番号					借 受 人 の 氏 名 (カタカナ)			借受人の生年月日			
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番				昭和 平成 令和	年	月	日
金 万 円							貸付種類	貸付コード	償還回数		
							一 般	1	30・60・120 回		
							教 育	2	60・120・180 回		
							結 婚	3	60・120 回		
							住 宅	5	120・180・240・360 回		
							災 害	6	60・120 回		
							医 療 ・ 介 護	7	60・120 回		
上記の金額を、私立学校教職員共済制度貸付規則(以下「貸付規則」という。)を承知の上、 下記の条件により借用しました。											
記											
1 貸付金の利率は、貸付規則に規定する利率とする。											
※2 償還は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までに元利均等償還の方法により償還します。											
3 加入者の資格を喪失したときは、未償還元利金について即時償還することとし、報酬、賞与等、退職手当又は給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)から控除されることに異存ありません。											
4 学校法人等から退職手当を受けることとなったときは、住宅貸付の未償還元利金について即時償還することに異存ありません。											
5 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。											
6 この貸付けについて訴訟が生じたときは、日本私立学校振興・共済事業団の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。											
※令和 年 月 日 上記日付欄は記入しないでください											
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿											
郵便番号(-)											
借 受 人 住 所											
氏 名											
⑩ 貸付申込書と同一印											

- 貸付コード及び償還回数欄は、貸付申込書と同じものを○印で囲んでください。
- 印鑑は、貸付申込書と同じものを使用してください。
- ※印欄は、記入しないでください。

私立学校教職員共済制度貸付規則

(趣旨)

第一条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)第二十六条第一項第五号の規定により日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)が行う加入者の臨時の支出に対する貸付けについては、この規則の定めるところによる。

第二条～**第三条** (略)

(貸付け及びその種類)

第四条 貸付けは、日本私立学校振興・共済事業団共済規程(平成九年十二月二十四日文部大臣認可)第十三条に定める甲種加入者、乙種加入者及び丙種加入者に対して行うものとし、その種類は、次に掲げるものとする。ただし、乙種加入者に対する貸付けの種類は、第四号に掲げる貸付け以外のものとする。

- 一 一般貸付
- 二 教育貸付
- 三 結婚貸付
- 四 住宅貸付
- 五 災害貸付
- 六 医療・介護貸付

- 2 一般貸付は、加入者が臨時に資金を必要とする場合に行う。
- 3 教育貸付は、加入者が自己、被扶養者(共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第二条第一項第二号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。)又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の入学又は修学のため資金を必要とする場合に行う。
- 4 結婚貸付は、加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻のため資金を必要とする場合に行う。
- 5 住宅貸付は、加入者が自己の用に供する住宅の新築、増築、改築、移築、購入、借入れ若しくは修理又はその敷地の購入若しくは借入れのため資金を必要とする場合に行う。
- 6 災害貸付は、加入者が地震火災その他の非常災害(以下「災害」という。)を受けたため資金を必要とする場合に行う。
- 7 医療・介護貸付は、次に掲げる場合に行う。
 - 一 加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、孫若しくは兄弟姉妹が医療機関へ引き続き五日以上入院(健康診断のための入院を除く。以下同じ。)し、当該入院のため資金を必要とする場合
 - 二 加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、孫若しくは兄弟姉妹(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)又は同条第二項に規定する要支援認定(以下「要支援認定」という。))を受けている者に限る。)が同法第八条第二号第五項に規定する介護保険施設その他これに相当する施設として事業団が認めため(以下「介護保険施設等」という。)に入所し、若しくは入居し、又は介護保険施設等を利用するため資金を必要とする場合

(貸付けの制限)

第五条 次の各号に掲げる貸付けは、当該各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める者に対しては行わない。

- 一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、災害貸付及び医療・介護貸付 貸付けの申込みの日の属する月までの引き続く加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。)が一年未満の者又は事業団が償還の確実性がないと認められた者
- 二 住宅貸付 貸付けの申込みの日の属する月までの引き続く加入者期間(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の第五号に規定する第四号厚生年金被保険者である期間に限る。)以下「年金等加入者期間」という。)が五年未満の者又は事業団が償還の確実性がないと認められた者

2 現に貸付けを受けている者に対しては、当該貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸し付ける場合を除き、当該貸付けと同一種類の貸付けを行わない。

第六条～**第七条** (略)

(貸付金の利率等)

第八条 貸付金の利率は、月利とし、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付 年四・二六パーセント
 - 二 災害貸付 年一・〇パーセント
- 2 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の初日から起算し、最終の償還期限の属する月の前月の末日までの期間について、一月を単位として行うものとする。
- 3 貸付金の利息の額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。

第九条～**第十八条** (略)

(工事等完了届の提出)

第十九条 住宅貸付の借受人は、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地の新築、増築、改築、移築、購入、借入れ又は修理が完了したときは、直ちに、その旨を様式第八号による工事等完了届により当該学校法人等を経て、事業団に報告しなければならない。

(住宅の建築義務)

第十九条の二 住宅の敷地のみを購入し又は借入れするために住宅貸付を受けた借受人は、貸付けを受けた日から五年以内当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めるときは、五年を限り期限を猶予することができる。

(住宅又は住宅の敷地の譲渡の制限)

第二十条 住宅貸付の借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地を譲渡することができない。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めるときは、この限りでない。

(償還)

第二十一条 借受人は、毎月、元利均等償還の方法により、償還しなければならない。

- 2 前項の規定による償還は、別表第一に掲げる貸付けの種類に応じ、同表に定める貸付金額に対応した償還回数の中から借受人が希望する償還回数により行うものとする。この場合において、一回当たりの償還金額は、当該貸付金額に別表第二に定める当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
- 3 前二項の規定による償還(以下「毎月払償還」という。)に係る償還金の払込み期限(以下「償還期限」という。)は、貸付金の交付日の属する月の翌月以後の各月における当該交付日に相当する日の前日とする。
- 4 住宅貸付の借受人で貸付金額が二百万円以上である者は、当該貸付金額の二分の一の範囲内であって次項に定める額について、毎月払償還のほか貸付金の交付日の属する月以後、毎年一月償還分及び七月償還分として元利均等償還の方法により償還することができる。
- 5 前項の規定による償還の対象となる貸付金額は、二十万円の整数倍の額(百万円以上の額に限る。)のうち借受人の希望する額とする。
- 6 第四項の規定による償還をする場合の償還回数は、毎月払償還の償還回数を六で除して得た回数とし、一回当たりの償還金額は、第五項に規定する額に別表第三に定める当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
- 7 前三項の規定による償還(以下「半年払償還」という。)に係る償還期限は、一月償還分については毎年二月における当該貸付金の交付日に相当する日の前日とし、七月償還分については毎年八月における当該貸付金の交付日に相当する日の前日とする。
- 8 半年払償還をする者に係る第二項の規定の適用については、同項中「貸付金額」とあるのは、「貸付金額から半年払償還の対象となる貸付金額を控除した額」とする。
- 9 第三項及び第七項の規定にかかわらず、事業団は、特別の事情があると認めるときは、償還期限を延長することができる。
- 10 借受人は、前各項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部について事業団が定めるところにより期限の到来前に、任意に償還をすることができる。

11 半年払償還を行っている者が前項の規定による償還(以下「任意償還」という。)を行った場合は、その任意償還の額は、半年払償還に係る未償還元利金について先に充当するものとする。

12 任意償還をした後の償還については、第一項から第八項までの規定による償還(以下「定期償還」という。)に準じて事業団が定めるところによる。

(即時償還)

第二十二条 事業団は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに(第一号に掲げる場合にあつては随時)、貸付けを取り消し、様式第九号による貸付金即時償還通知書により当該学校法人等を経て、借受人(借受人が死亡した場合は、その遺族又は相続人)に対し未償還元利金の即時償還(以下「即時償還」という。)を命ずることができる。

- 一 借受人が加入者の資格を喪失したとき。
- 二 借受人がこの規則に規定する事項に違反したとき。
- 三 借受人が貸付申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 四 借受人が工事等完了届の提出を怠ったとき。
- 五 借受人が償還を怠ったとき。
- 六 その他必要と認められたとき。

(資格継続時等の即時償還)

第二十三条 事業団は、住宅貸付の借受人が加入者の資格を喪失することなくその所属する学校法人等を異動した場合において退職手当が支給されることとなったときは、直ちに、様式第九号による貸付金即時償還通知書により、異動前の学校法人等を経て当該借受人に対し即時償還を命ずることができる。この場合において、当該支給される退職手当の額が当該異動時における未償還元利金の額に満たないときの償還については、事業団が別に定める。

2 前項の規定は、住宅貸付の借受人がその所属する学校法人等を異動することなく退職手当が支給されることとなった場合において準用する。

(任意償還等の場合の利息の計算)

第二十四条 任意償還又は即時償還の場合の当該償還額に係る利息の額は、直前の定期償還の償還期限の翌日(すでになされた償還がないときは、貸付金を交付した日)から起算して当該任意償還又は即時償還を行う日までの月数により計算する。この場合において、一月未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。

2 第八条第二号の規定にかかわらず、前項の利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。

(定期償還の方法)

第二十五条 事業団は、学校法人等ごとに様式第十号による貸付金償還等通知書及び様式第十一号による貸付金定期償還等通知明細書を作成し、当該学校法人等に送付するものとする。

2 貸付金償還等通知書及び貸付金定期償還等通知明細書の送付を受けた学校法人等は、借受人の報酬又は賞与等から借受人が事業団に対して支払うべき定期償還に相当する金額(以下「定期償還金」という。)を控除して、当該金額を借受人に代わり当該貸付金償還等通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3 借受人の報酬又は賞与等から定期償還金の一部又は全部に相当する額の控除が行われないときは、借受人は、当該金額を当該学校法人等に提出しなければならない。この場合において、当該学校法人等は、当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

第二十六条～**第二十七条** (略)

(即時償還の方法)

第二十八条 事業団は、第二十二条の規定による即時償還を命じたときは、第三十三条の規定により、未償還元利金が返済された場合を除き、様式第九号による貸付金即時償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書を、当該学校法人等に送付するものとする。

2 貸付金償還等通知書の送付を受けた学校法人等は、借受人の報酬、賞与等又は退職手当から未償還元利金に相当する金額を控除して、当該金額を借受人に代わり当該通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3 借受人の報酬、賞与等又は退職手当から未償還元利金の一部又は全部に相当する額の控除が行われないときは、借受人は、貸付金即時償還通知書の交付日から六十日以内に、当該金額を当該学校法人等に提出し、当該学校法人等は当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

第二十九条 借受人は、当該借受人の責に帰せざる事由により加入者の資格を喪失した者に係る前項の規定の適用については、同項に定めるもののほか、事業団が別に定めるところによりすることができる。

(資格継続時等の即時償還の方法)

第二十九条 事業団は、第二十三条第一項の規定により即時償還を命じたときは、様式第九号による貸付金即時償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書を、異動前の学校法人等に送付するものとする。

2 貸付金償還等通知書の送付を受けた学校法人等は、当該学校法人等が支給する借受人の退職手当から償還金に相当する金額を控除して、当該金額を借受人に代わり当該通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3 借受人の退職手当から償還金の一部又は全部に相当する金額の控除が行われないときは、借受人は、貸付金即時償還通知書の交付日から六十日以内、当該金額を当該学校法人等に提出し、当該学校法人等は当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

4 前三項の規定は、第二十三条第二項において準用する同条第一項の規定により即時償還を命じた場合について準用する。

第三十条～**第三十一条** (略)

(延滞金の徴収)

第三十二条 事業団は、定期償還又は即時償還を遅滞した場合には、借受人から遅滞した金額につき、一日当たり〇・〇三パーセントの割合で、償還期限の翌日から払込みの日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、償還の遅滞につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の延滞金に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。

(即時償還の場合の給付金からの控除)

第三十三条 事業団は、第二十三条第一号の規定により即時償還を命じた場合において、借受人又はその遺族若しくは相続人に支給されるべき事業団の給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)があるときは、当該給付金から未償還元利金を控除する。

2 事業団は、前項の規定を行ったときは、当該学校法人等を経て、借受人又はその遺族若しくは相続人に様式第十四号による未償還元利金控除明細書を送付するものとする。

第三十四条～**第三十五条** (略)

(異動報告)

第三十六条 借受人は、異動により他の学校法人等に属することとなったときは、直ちに様式第十五号による異動報告書を、異動後の学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該貸付けが住宅貸付であり、かつ、異動前後の学校法人等が同一の退職手当制度に加入しており退職手当が異動時に支給されない場合にあつては、様式第四号による退職手当引当承諾書を添付するものとする。

2 住宅貸付の借受人は、第二十三条第二項に規定する場合に該当することとなったときは、直ちに、様式第十五号による異動報告書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。(略)

※私立学校教職員共済制度貸付規則の全文については、私学共済事業のホームページに掲載しています。

<https://www.shigakukyosai.jp/>